

重要事項説明書

当法人は、国が定める『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）』に基づき、『指定共同生活援助サービス』の利用契約を締結する入居者又はその家族（以下「契約者」という。）に対し、重要事項を説明いたします。

（令和4年4月1日改定版）

グループホームめぞん・ほぷら

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 「特定非営利活動法人 精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下「事業者」という。）が設置する「指定共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、世話人、生活支援員、計画作成担当者（以下「従業者」という。）が障害者（以下「入居者」という。）に対し適切な共同生活援助サービスを提供する事を目的とします。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、入居者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとします。

2 事業の実施にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守します。

(法人及び事業所の概要)

第3条 事業を行う法人の概要は以下の通りです。

①法人の名称	特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
②所在地	〒097-0004 北海道稚内市緑6丁目16番9号
③電話番号	0162-24-0559
④FAX番号	0162-24-0559
⑤法人役員	理事長 菅原 貴 副理事長 木村 晃知 理事 磯部 拓也 監事 船水 博
⑥設立年月日	平成15年4月7日(NPO認証) 平成15年4月8日(法人登記)
⑦所轄庁	稚内市

2 共同生活住居（主たる住居）の概要は以下の通りです。

①住居の名称	グループホーム めぞん・ぽぷら
②事業の種別	指定共同生活援助事業（グループホーム）
③所在地	〒097-0011 北海道稚内市はまなす2丁目12番5号
④電話番号	0162-73-4001（入居者用の公衆電話は0162-34-9098）
⑤FAX番号	0162-73-4621
⑥管理者	菅原 貴
⑦開設年月日	平成15年12月21日（精神障害者共同住居として事業開始） 平成18年10月1日（障害者自立支援法施行に伴い指定申請）
⑧施設の概要	建物構造 木骨サイディング張金属板葺2階建て 用地面積 1,529.47㎡（稚内市からの賃借） 建物面積 延228.97㎡（1階床120.49㎡・2階床:108.48㎡）
⑨所轄庁	北海道
⑩事業所番号	0126700145
⑪指定有効期間	平成30年10月1日から令和6年9月30日まで

第2章 職員の種類、員数及び職務内容

(職員及び職務内容)

第4条 事業所の職員及び業務内容は、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）」に従い、次の通りとします。

(1) 職務内容

(a) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(b) サービス管理責任者

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行います。

(c) 世話人

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行います。

(d) 生活支援員

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行います。(例えば、入浴や排泄、食事などの介護や家事、その他の日常生活上の援助を提供します。)

(2) 職員数 (令和4年4月1日現在)

当該事業所は雇用契約上の常勤職員4人、非常勤職員1人(計5人)により以下の職種に従事し、それぞれが運営基準で必要とされる数以上を確保しています。

(a) 管理者

1人(当該事業所では他の職種と兼務しています。)

【運営基準】1(常勤) ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

(b) サービス管理者

1人(当該事業所では他の職種と兼務しています。)

【運営基準】利用者数30人以下の場合1人以上、利用者数31人以上は1人に、30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(c) 世話人

5人(常勤・兼務が2人、非常勤・専従が3人)

【運営基準】常勤換算で、利用者数(前年度の一日あたりの平均数)を6で除した数以上

(d) 生活支援員

3人(非常勤・兼務が3人)

【運営基準】常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計以上

①障害支援区分3に該当する利用者数を9で除した数

②障害支援区分4に該当する利用者数を6で除した数

③障害支援区分5に該当する利用者数を4で除した数

④障害支援区分6に該当する利用者数を2.5で除した数

(3) 職員 (令和4年4月1日現在)

勤務区分	職 種	氏 名
常 勤	管理者・世話人	菅原 貴 (すがわら たかし)
常 勤	サービス管理責任者・世話人	木村 晃知 (きむら あきとも)
常 勤	世話人・生活支援員	
常 勤	世話人・生活支援員	
非 常 勤	世話人・生活支援員	
-	-	-

2 午後10時00分から午前5時00分の間に夜間支援従事者を1名以上配置します。

当該事業所では、常勤職員4人がシフト制により毎夜2人体制で夜間支援（夜間時間帯に必要な支援、相談、介護）を行います。

3 高齢（65歳以上）や障害が重度（支援区分4以上）であることが理由で、日中を事業所外で過ごすことが困難な利用者、又は、心身の不調等のため、サービス利用計画上の日中活動等を休み事業所内で過ごす利用者などに対応するために、人員配置基準上必要な世話人・生活支援員に加え「日中支援従事者」を配置します。なお、配置する時間帯及び時間数は、日中活動等のため事業所外で過ごす予定の利用者の日中活動等の状況や実績等を踏まえ、午前9時00分から午前11時00分までの2時間とします。

第3章 営業日及び営業時間 (事業実施日及び実施時間)

第5条 事業所の事業実施日（営業日）は年中無休です。

2 援助サービス提供時間は以下の通りです。

- (1) 世話人及び生活支援員 午前6時00分から午後10時00分の間
(2) 夜間支援従事者 午後10時00分から午前5時00分の間

【運営基準】世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な人員を確保する必要がある。
→夜勤にて夜間支援を行う事業所においては、夜間支援を行う時間帯の勤務時間を世話人及び生活支援員の常勤換算に算入することは不可。

3 緊急時の対応は、365日・24時間体制とします。

緊急の場合は、以下のいずれかに連絡願います。

【法人本部】 0162-24-0559
【ぽぷら事務室】 0162-73-4001
【ぽぷら公衆電話】 0162-24-9098
【職員携帯電話】

第4章 指定共同生活援助の主たる対象者および定員

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、身体障害者（細分なし）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者です

(入居者の定員)

第7条 共同生活住居に入居できる定員は7名です。

第5章 指定共同生活援助の内容及び利用料その他費用の額

(サービス提供の内容)

第8条 入居者の方々に提供するサービスの内容は次の通りです。

(1) 住居の提供

- ① 居室面積7.5畳（洋室）の個室を1人1室。
- ② 居室面積の他にクローゼット、電磁調理器付きミニキッチン及びその必要面積
- ③ 居室の他に、共同の居間兼食堂「みんなの部屋」、台所（食堂と一体）、トイレ（男女別トイレ2カ所）、風呂・脱衣場（男女別2カ所）、共同洗面所（1カ所）、洗濯室（洗濯機と乾燥機が各2台。それぞれコイン式です。）、公衆電話。
- ④ 建物全体が集中暖房（温水）方式。

(2) 昼食及び夕食の提供

食事の提供は「希望制」です。提供は以下のとおりです。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝祭日
昼食	○	○	○	○	○	×	×	×
夕食	○	○	○	○	○	×	×	×

(3) 世話人による支援

(4) 生活支援員による支援（個別支援計画上及び障害支援区分上必要とされる者のみ）

(5) 夜間支援従事者による支援（個別支援計画上必要とされる者のみ）

(6) 日中支援従事者による支援

日中活動が困難な場合、又は心身の不調等により日中活動を休んだ場合、必要な支援を行います。（土曜日・日曜日・祝祭日・日中活動先の休業日を除く。）

(7) 日常生活の援助

事業所職員が、人間関係、身辺整理、服薬、金銭出納に関する助言等日常活動に必要な援助を行います。

(8) 利用者自治会及び利用者自治会が主催で開催される行事等への援助

(利用料等)

第9条 契約者が支払う法定自己負担金の日額は厚生労働省が定める額の1割とします。

ただし、1カ月の法定自己負担金は、障害者総合支援法に基づき稚内市が「訓練等給付費支給決定書兼入居者負担減額・支給決定書兼入居者負担減額・免除等入居者負担上限額決定通知書』で入居者毎に定めた月額を超えない額とします。

2 前項に加え、入居者が第8条に定めたサービスを受ける為の利用料（以下「利用料」という。）は以下のとおりです。なお、入居者が生活保護受給者あるいは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とします。

(1) 家賃 月額 30,000円

(ただし、特定障害者特別給付費が支給される者は20,000円)

(2) 食材費 昼食：一食450円、夕食：一食520円（いずれも希望者のみ）

3 前項に定めたものの他、入居者が負担すべきと判断される光熱水費および日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用、行事費、ガイドヘルプ費（以下「その他利用料」という。）を徴収します。

第6章 サービス利用にあたっての留意事項

(契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、別紙「利用契約書」において定めた期間までとします。

(利用料の支払い方法等)

第11条 共同生活住居の利用に際して係る法定自己負担金、利用料、その他利用料（以下「利用料等」という。）の支払い方法は以下の通りです。

1 利用料等の支払い

(1) 法定自己負担金

第9条1項に定められた法定自己負担金は、利用料とともに事業者を支払うものとします。

(2) 利用料

第9条2項に定められた利用料に関する留意事項は以下のとおりです。

①家賃

(ア) 利用開始月の家賃は、月の途中であっても月額 30,000 円いただきます。
(特定障害者特別給付費が支給される方は 20,000 円)

また、利用終了月の家賃は、月の途中であっても月額 30,000 円いただきます。
(特定障害者特別給付費が支給される方は 20,000 円)

(イ) 入院もしくは帰省等により利用休止（以下、「利用休止」という。）となった場合であっても、その期間中は家賃を支払わなくてはなりません。

②食材費

(ア) 実績に応じて請求いたします。

(イ) 下記のとおり、入居者の都合によりキャンセルした場合は請求いたします。
・昼食は、前日の夜(17:00)以降にキャンセルした場合
・夕食は、前日の夜(17:00)以降にキャンセルした場合

(ウ) 物価の変動に伴いやむを得なく値上げする場合は、遅くとも 1 カ月前にお知らせした上で改正いたします。

(3) その他利用料

入居者もしくは契約者は第9条3項に定められたその他利用料を、法定自己負担金及び利用料とともに事業者を支払うものとします。なお、行事費およびガイドヘルプ(同行)費については費用が発生した時点で、随時徴収いたします。

①光熱水費

当該前月に係った費用の総額を当該前月の利用者数（利用休止の利用者も含む）で除した金額とします。

②日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用

当該前月に係った費用の額を当該前月の利用者数（但し、予め当該費用を負担することに同意した者に限る）で除した金額です。

③行事費

事業所が実施する行事等において利用者個人が負担すべきと判断される費用です。

④ガイドヘルプ(同行)費

「障害者総合支援法に基づく介護給付から給付されるサービス外」の同行サービス費用です。

2 利用料等の締め日・支払い等

(1) 法定自己負担金及び利用料等の締め日

第9条1項から3項に定めた「締め日」は末日とします。(1日から末日を1ヶ月とみなす。)

(2) 請求書の発行

当法人は、請求書を毎月1日に契約者へ発行します。

(3) 支払い日

契約者は、この請求を受け、10日以内に利用料を支払わなければなりません。

(4) 支払い方法

支払い方法は、世話人への現金手渡しを原則としますが、長期休止のために手渡しができない場合、又は利用料等を遠隔地に暮らす家族等が支払ってくれる場合は、当法人が指定する銀行口座に振り込んでもかまいませんが、その際の銀行振込手数料はご負担願います。

(利用料金の変更)

第12条 第9条1項に定めた法定自己負担金に変更があった場合、事業者は変更することができるものとします。

2 第9条2項に定めた利用料については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前1項及び2項に同意することができない場合には契約を解除することができます。

(金銭等の管理)

第13条 事業者は、入居者の日常生活に必要な金銭の保管管理について契約者と別途『預り金契約』を締結した場合を除き、入居者の現金、預貯金、その他財産の管理及び運用を行いません。

(事業者の義務)

第14条 事業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

(医療機関等との連携)

第15条 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、サービス提供体制の確保および入居者の疾病、負傷等に備え、適時に診断、夜間における救急時の対応、治療その他の必要な措置が受けられるよう医療機関との連携づくり努めます。

(新規入居時の手続き)

第16条 事業者は、契約者に対し、予め、利用料、運営の概要、世話人の勤務の体制、その他入居者の援助の提供に係る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約者の同意を得て、書面によって契約を締結するものとします。

2 事業者は、契約締結に際し、医師により入居時の留意事項が記載された意見書の提出を求める場合があります。

3 事業者は、入居の開始に際し、稚内市長に開始の報告をします。なお、その際に、前項の意見書の写しを提出する場合があります。

4 事業者は、入居の終了に際し、稚内市長にその終了の報告を提出します。

(守秘義務等)

第 17 条 事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、利用契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 入居者に係る他の事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は入居者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(身体不拘束)

第 18 条 事業者は、入居者の身体拘束をいかなる場合においても行わないものとします。

(入居者の施設利用上の注意義務等)

第 19 条 入居者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入居者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己費用により現状復旧するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(事業者の義務違反による損害賠償責任)

第 20 条 事業者は、「利用契約書」に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

なお、第 17 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前 1 項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ、以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (イ) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (ウ) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (エ) 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 21 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 22 条 契約者は、以下に基づく契約の終了がない限り、本書及び「利用契約書」に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (ア) 入居者が死亡した場合
- (イ) 国が示した共同生活住居入居者としての前提条件が満たされなくなった場合
- (ウ) 入居者または他の入居者の生命または身体を保護する上で身体拘束が必要となった場合
- (エ) 共同生活住居での生活が困難であると医師に診断された場合
- (オ) 第 23 条、第 24 条、第 25 条に従い契約が解約又は解除された場合
- (カ) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (キ) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (ク) 事業所が事業指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2 事業者は、前項の（イ）から（エ）により契約が終了する場合には、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 23 条 契約者は、契約の有効期間中、利用契約を解約することができます。

この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 1 カ月前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。

- (ア) 第 12 条 3 項に従い契約を解約する場合
- (イ) 入居者が緊急入院し、かつ、医師から今後共同生活住居での生活が困難と診断された場合

(契約者からの契約解除)

第 24 条 契約者は、事業者もしくは従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、契約を解除することができます。

- (ア) 事業者もしくは従業員が正当な理由なく本契約に定めるサービス提供を実施しない場合
- (イ) 事業者もしくは従業員が第 17 条に定める守秘義務に違反した場合
- (ウ) 事業者もしくは従業員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (エ) 他の入居者が当該入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第 25 条 事業者は、入居者又は契約者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- （ア） 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （イ） 契約者による、第 11 条 2 項に定める利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- （ウ） 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （エ） 共同生活住居の施設や設備等を損傷する行為、従業員に対し暴力等を反復したとき
- （オ） 入院治療や身体拘束等が必要となる等事業者が自らサービスを提供することが困難となったとき

（精算）

第 26 条 第 22 条 1 項の（イ）から（カ）により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 17 条 2 項、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

（苦情処理）

第 27 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、第 7 章内に定める苦情受付窓口により適切に対応するものとします。

（身元引受人（保証人）

第 28 条 事業者は、契約締結時に入居者に対し、身元引受人（保証人）の設定を求めます。

2 事業者は、入居者の心身の状況および言動等に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。

3 身元引受人は、次の責任を負います。

- （ア） 入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力していただきます。
- （イ） この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について事業者に協力していただきます。
- （ウ） 入居者が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受けその他必要な措置をとっていただきます。
- （エ） 契約者が、第 11 条 2 項に従った事業者に対する支払いができず、かつ 3 か月を超えて滞納した場合、第 17 条 2 項に従い自己費用による現況復旧、又は相当の代価を支払うことができない場合など、契約者が契約者として果たすべき責任を負うことができない場合は保証人が、また、保証人が保証人として果たすべき責任を負うことができない場合は、その法定相続人が代わって責任を負うものとします。

(協議事項)

第 29 条 本書及び「利用契約書」に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 7 章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第 30 条 従業員は、サービスの実施中に、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医あるいは医療機関、入居者本人やご家族等から提示された緊急連絡先に連絡し適切な措置を行います。

医療機関 相談機関	市立稚内病院（精神神経科・医療支援相談室及び分室） 稚内市基幹相談支援センター 相談支援センター木馬館
--------------	---

2 病状やケガ等が重度の場合、もしくは原因等が特定できない場合については、速やかに救急隊（119 番）の出動を要請いたします。

3 事業所の事故報告を受け、法人理事者が重大な事故等と判断した場合、事業所内部に法人役員もしくは法人事務局長を委員長とする「事故原因調査委員会」を設置し、事故原因の調査を行なうとともに、速やかにその結果を法人理事者および利用契約者に報告いたします。

4 法人の過失により、入居者の身体や財物に損害を与えた場合、人格権を侵害した場合は入居者及び利用契約者に対し誠意を持って対応するとともに、当法人が加入する賠償責任保険の範囲内で保障いたします。

5 管理者が連絡用の携帯電話を所持し、24 時間体制にて緊急時に対応します。

第 8 章 非常災害対策

第 31 条 サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業員は入居者の避難等適切な措置を講じます。また管理者及び防火管理責任者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、消防法に準じ避難訓練を行います。

第 9 章 その他運営についての留意事項

第 32 条 当事業所は、相談員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備いたします。

- | |
|---|
| ①施設内職員研修の計画と実施（緊急時の処置と対応等）
②関係機関・団体等が主宰する研修への参加及び研修図書を購入 |
|---|

2 従業員は、業務上知り得た入居者または家族の秘密を保持いたします。

3 従業員であったものに、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記しております。

4 苦情等は以下の苦情申立窓口で受付しております。

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所では、相談・苦情に対する窓口として、相談及び苦情処理の担当者を置いております。なお、担当者が不在の時は基本的な事項については職員全員が対応でき、担当者に対応の状況を随時引き継いでおります。また、苦情等の処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制や手順を整えているとともに、苦情が出ない良質なサービス提供、各サービス事業者との情報交換、入居者の状況把握、入居者及びその家族等との信頼関係づくりなどに努めております。

(相談窓口)

担当者 グループホームめぞん・ぽぷら
サービス管理責任者 木村 晃知 (きむら あきとも)
所在地 稚内市はまなす2丁目12番5号
電話番号 0162-73-4001
FAX 番号 0162-73-4621
受付日時 月曜日から日曜日 午後19時00分～午前22時00分

(苦情窓口)

担当者 特定非営利法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
理事長 菅原 貴 (すがわら たかし)
所在地 稚内市緑6丁目16番9号
電話番号 0162-24-0559
FAX 番号 0162-24-0559
受付日時 月曜日から日曜日 24時間

(苦情受付箱)

苦情受付箱は当事業所内(みんなの部屋)に設置されています。

(その他の相談・苦情窓口)

担当者 稚内市役所生活福祉部社会福祉課
所在地 稚内市中央3丁目13番15号
電話番号 0162-23-6161 (代表)
受付日時 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

5 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	管理者 菅原 貴
-------------	----------

② 成年後見制度の利用支援

③ 苦情解決体制の整備

前4項『(1) 当事業所の相談・苦情窓口』を参照願います。

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

6 事業を運営する中で、当法人の過失による事故等により、入居者もしくは利用契約者から法律上の賠償責任を求められた場合に備え、運営上予測される事態に対応した賠償責任保険に加入しております。

7 当事業所は、共同生活住居の利用開始に際し、入居者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要事項を文書にて説明を行い、入居者の同意を得ます。

この重要事項説明書は令和4年4月1日に施行された当事業所の運営規程に基づいて作成されております。

令和 年 月 日

この重要事項説明書に基づき甲が乙に対し説明した証として、本書2通作成し、甲と乙が記名・押印のうえ、各自1通を保有する。

(甲) 当事業所は、乙1に対するサービスの提供開始にあたり、乙1 に
乙2
対して、本書を基に重要事項を説明いたしました。

(甲) 特定非営利活動法人
精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

住 所 稚内市はまなす2丁目12番5号

事業所名 グループホームめぞん・ほぷら (印)

説 明 者 菅原 貴 木村晃知 (印)

(乙) 私は、本重要事項説明書を基に、甲から重要事項の説明を受けました。

(乙1) 利用者又は契約者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(乙2) 保証人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)